

# 魅力ある店づくり、 商店街づくり、 まちづくりをめざして



# 商店街・中小小売商業対策の趣旨と内容

商店街・商業集積は「暮らしの広場」「地域の顔」であり、新しい生活インフラです。豊かな国民生活の実現と地域の福利向上のためには、街づくりの視点に立ち、地域コミュニティと一体となった魅力ある商店街・商業集積づくりが重要です。

消費者のニーズ、ライフ・スタイルの変化、都市構造、交通体系の変化等により、地域間、商業集積間の競争に対応した発想が必要。

新たな商業環境、新たな時代に対応して、中小小売商業者の活性化に向けた自主的努力を最大限支援していくことが重要。

新たな販売手法の採用や新サービスの付加といった新業態の開発や情報化への取り組みなど、個々の中小小売商業者の経営の革新に向けた自助努力が大切。

熱意に乏しい構成員や空き店舗に代わって、やる気と創意にあふれる創業・開業者を増やし、商店街における新陳代謝を活発にすることが重要。

商店街における将来ビジョンの策定、環境の整備、不足業種の導入等、ハード・ソフト両面からのマネジメントが重要。



# CONTENS

商店街・中小小売商業対策の趣旨と内容	1
TMOによる中心市街地活性化のイメージ	3
目的別インデックス	4

## 店づくり

【補助金】中小商業活性化創業等支援事業（商人塾）	5
【補助金】中小商業ビジネスモデル連携支援事業	5
【補助金】IT活用型経営革新モデル事業	6
【融資】新創業融資制度	6
[元気のある商店街 1] (青森市新町商店街振興組合)	6
【融資】流通業等強化資金	7
【融資】小規模企業設備資金制度	7
【税制】中小企業等基盤強化税制	7
【研修】人材育成支援	8
[元気のある商店街 2] (モトスミ・オズ通り商店街振興組合)	8

## 商店街づくり・まちづくり

【補助金】戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	9
【診断】実効性確保診断・サポート事業	10
【補助金】リノベーション補助金	11
【補助金】中小商業活性化総合補助事業	12
【基金】商店街競争力強化推進事業（商店街競争力基金）	13
【基金】中心市街地商業活性化推進事業（TMO基金）	13
【融資】中小企業基盤整備機構の高度化融資	14
【保証】市中銀行借入に関する信用保証の特例	15
【税制】施設整備に対する税制措置	15
[元気のある商店街 3] (みのしま連合商店街振興組合)	15
【専門家派遣】商店街活性化シニア・アドバイザー派遣事業	16
【専門家派遣】商店街事務局強化アドバイザー派遣事業	16
【専門家派遣】中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業	17
【研修】タウンマネージャー養成研修	17

## 相談・情報提供

【相談】地域中小企業支援センター	18
【相談】都道府県等中小企業支援センター（リテール・サポート・センター）	18
【情報】メールマガジン「あきんどPLAZA」	18
【情報】ポータルサイト「J-Net21」	18
都道府県等中小企業支援センター（リテールサポートセンター）	19
都道府県問い合わせ先	21
相談窓口・関連機関	22

 のマークの付いているものは全国商店街振興組合連合会のホームページで動画を見ることができます。



（注）商店街等』は本資料全体において、商店街のみならず小売市場、共同店舗を含む総称として用いています。

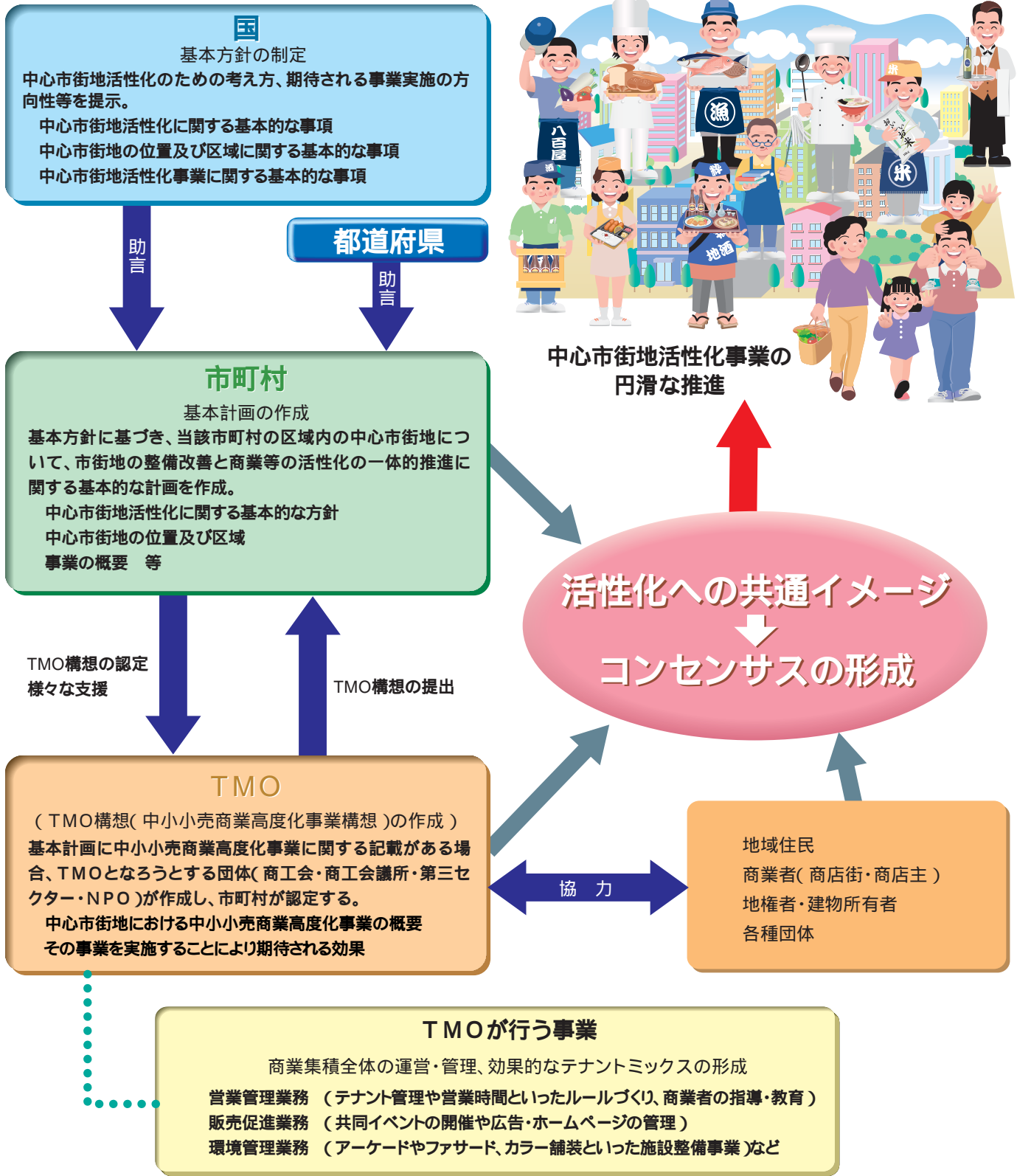
# TMOによる中心市街地活性化のイメージ

中心市街地活性化のイメージ

中心市街地活性化法は、空洞化の進行している中心市街地商業集積の活性化を図るため、「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な対策を関係機関等が連携して推進することを目的としており、その牽引的な役割を、TMO(認定構想推進事業者)が果たすこととなります。TMOとは、タウン・マネージメント・オーガニゼーション(Town Management Organization)の略で、商店街などの合意形成、具体的なプロジェクトの運営・管理、商店街等のテナントミックスの管理など、中心市街地全体をひとつのショッピングモールと見立てた総合的なマネージメント(運営・管理)に取り組みます。



中心市街地活性化事業の円滑な推進





# 目的別INDEX

	補助金・基金助成	融 資	保証・税制	相談・研修・情報提供 診断・専門家派遣
<b>店づくり</b> 商売を始めたい 店舗の改装をしたい 新たな設備を導入したい 専門家の指導を受けたい 各種の情報を入手したい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小商業活性化創業等支援事業 ...5</li> <li>● 中小商業ビジネスモデル連携支援事業 .....5</li> <li>● IT活用型経営革新モデル事業 .....6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新創業融資制度 ...6</li> <li>● 流通業等強化資金 7</li> <li>● 小規模企業設備資金制度 .....7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業等基盤強化税制 .....7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材育成支援 .....8</li> <li>● 地域中小企業支援センター .....18</li> <li>● 都道府県等中小企業支援センター (リテール・サポート・センター) .....18</li> <li>● メールマガジン「あきんどPLAZA」18</li> <li>● ポータルサイト「J-Net 21」 .....18</li> </ul>
<b>商店街づくり・まちづくり</b> 将来を見据えた計画づくりとマネージメントを行いたい 空き店舗を活用したい 子育て支援、高齢化社会に対応した商店街をつくりたい 魅力ある施設を整備したい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 .....9</li> <li>● リノベーション補助金 .....11</li> <li>● 中小商業活性化総合補助事業 ...12</li> <li>● 商店街競争力強化推進事業 .....13</li> <li>● 中心市街地商業活性化推進事業 ...13</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業基盤整備機構の高度化融資14</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市中銀行借入に関する信用保証の特例15</li> <li>● 施設整備に対する税制措置 .....15</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実効性確保診断・サポート事業 .....10</li> <li>● 商店街活性化シニア・アドバイザー派遣事業 .....16</li> <li>● 商店街事務局強化アドバイザー派遣事業 .....16</li> <li>● 中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業 .....17</li> <li>● タウンマネージャー養成研修 .....17</li> </ul>



補助金

## 商店街における人材育成を支援

### 中小商業活性化創業等支援事業（商人塾）

事業概要

商工会や商工会議所、商店街振興組合等が行う経営ノウハウ（顧客開発等）や店づくりを修得する座学講習事業、空き店舗や繁盛店を活用して繁盛店主等から直に技を修得する体験実習（修行）事業、学生やNPO、地域住民等と連携して行う店舗運営の見直し事業等の人材育成事業に対して補助します。

事業主体

商工会、商工会議所、商店街振興組合等



補助スキーム

国(補助率:1/2)→商工会、商工会議所、商店街振興組合等(自己負担:1/2)

問い合わせ先

各経済産業局商業振興室等(P.22)



◀ 体験実習と講習(布施市公設市場事業協同組合)

補助金

## 消費者ニーズ等に対応した新たなビジネスモデルの開発を支援

### 中小商業ビジネスモデル連携支援事業

事業概要

中小事業者等が地域の商工会又は商工会議所と連携し、近年の社会的要請に対応した新たなビジネスモデル（新規性、独自性のある新サービスの開発や提供、商品の新たな販売方法の導入、新たな経営管理方法の導入など）を開発するための調査研究事業に必要な経費の一部を補助します。また、日本商工会議所又は全国商工会連合会は、新たに開発されたビジネスモデルを全国的に紹介するセミナーを開催します。

公募テーマ

- ①高齡化・環境問題対応型
- ②業種・業態複合型
- ③卸小売連携・リテールサポート型  
経営革新・地域対応型

事業主体

中小事業者(小売業、卸売業、サービス業)及び中小商業団体

補助スキーム

国→日本商工会議所・全国商工会連合会(補助率:1/2)→中小事業者等(商工会・商工会議所と連携)(自己負担:1/2)

補助金額

100～1,000万円程度

問い合わせ先

日本商工会議所 流通・地域振興課(P.22)  
全国商工会連合会 振興部振興課(P.22)

補助金

ITを活用したビジネスモデルを構築して経営革新を行う中小企業者を支援

## IT活用型経営革新モデル事業

### 事業概要

地域でモデルとなりうるITを活用した中小企業者等の経営革新を支援するために、中小企業者等が行うビジネスモデル構築に向けての事前調査研究事業及び経営革新支援事業(ビジネスモデルとなるシステムの開発・導入事業)に要する費用の一部を補助します。

### 事業主体

中小企業者もしくは中小企業者が主に連携して設立するコンソーシアム

### 補助スキーム

国(補助率:1/2)▶中小企業者等(自己負担:1/2)

### 補助金額

事前調査研究事業 100～500万円  
経営革新支援事業 300～3,000万円

### 問い合わせ先

各経済産業局情報政策課等(P.22)

融 資

創業のための開業資金を無担保・無保証人で融資

## 新創業融資制度

### 事業概要

担保や過去の勤務要件といった形式的要件に寄らず、事業計画(ビジネスプラン)の的確性を審査して、創業者に対して開業資金を無担保・無保証人(法人代表者の保証も不要)で融資します。

### 貸付利率

基準利率+1.2%(用途により異なる利率が適用される場合があります。)

### 貸付期間

運転資金5年、設備資金7年以内(据置期間6ヶ月以内)

### 貸付限度額

750万円

### 取扱機関

国民生活金融公庫(東京相談センター TEL. 03-3270-4649)  
沖縄振興開発金融公庫(TEL. 098-941-1795)

## 元気のある商店街 1

### 青森市新町商店街振興組合

～一店逸品運動で元気な個店が増加～

青森市新町商店街は、青森駅を起点として直線約880m、店舗数約240店舗の大規模な商店街。これまで、駅前再開発事業、様々なイベント事業など実施してきましたが、次のような悩みがありました。

- 駅から遠くなるほど来街者が少ない。
- 集客効果はあっても、個店まで活性化が図れない。

そこで、個店の活性化を支援するため、平成15年度に商店街等活性化事業(P12参照)を活用して、「一店逸品運動」を実施しました。実施した事業内容はつぎのようなものです。

一店逸品運動に関する勉強会と、参加各店における逸品の掘り起こし、又は、新商品・新サービスの開発という位置づけで研究会を開催して研究・討議を重ねました。

平成16年3月に逸品フェアを開催し、逸品カタログを作成、新聞広告等で積極的なPRを行うとともに、「スタンプラリー」お店回りツアー」といったイベントを開催しました。

その結果、「しんまち逸品ファンクラブ」が結成されるなど商店街の認知度が



高まりました。研究会等で参加店同士が意見交換することにより、商店街組織が活性化しました。また、効果を上げた個店も数多くありました。新町商店街では、今後継続的に同運動に取り組み、個店の活性化で商店街全体の活性化を目指しています。

## 融 資

### 流通の合理化のための資金を融資

## 流通業等強化資金

#### 制度概要

流通の合理化、共同化等を図るための設備取得等に  
必要な資金を融資します。

#### 対 象

卸売業者、小売業者、飲食店及びサービス業者又は  
これらのものを構成員とする事業協同組合

#### 限度額

中小企業金融公庫 7.2億円  
国民生活金融公庫 7,200万円

#### 貸付利率

基準利率（一定の要件を満たす場合は特別利率）

#### 貸付期間

設備資金 20年又は15年以内（うち据置2年以内）  
運転資金 7年又は5年以内（うち据置1年以内）

#### 取扱機関

中小企業金融公庫（東京相談センター TEL. 03-3270-1260）  
国民生活金融公庫（東京相談センター TEL. 03-3270-4649）

## 融 資

### 小規模企業の方の新たな設備導入を支援します

## 小規模企業設備資金制度

#### 制度概要

創業予定者や小規模企業者などを対象に、各県の貸与  
機関が設備資金を無利子で貸し付ける設備資金貸付制  
度と、必要な設備を貸与機関が購入し、割賦販売又は  
リースする設備貸与制度の2つの制度があります。

#### 小規模企業設備資金貸付制度

#### 貸付利率

無利子

#### 貸付限度額

4,000万円（創業後1年以上の者又は産業活力再生  
特別措置法による認定ベンチャー企業については  
6,000万円）

#### 貸付期間

原則7年以内（据置期間1年以内）

#### 自己資金

1 / 2以上必要（産業活力再生特別措置法による認  
定ベンチャー企業については1 / 3以上必要。）

#### 取扱機関

各県貸与機関（中小企業振興公社等）（P.19～20）

#### 小規模企業設備貸与制度

#### 貸与限度額

6,000万円（創業後1年未満の者については3,000万円）

#### 貸与期間

原則7年以内

#### 取扱機関

各県貸与機関（中小企業振興公社等）（P.19～20）

## 税 制

### 特別償却又は税額控除

## 中小企業等基盤強化税制

#### 概 要

機械等の設備を取得又はリースした場合、1台又は1  
基の取得価額が機械及び装置については280万円以  
上（リースの場合は費用総額が370万円以上）のもの、

器具及び備品については120万円以上（同160万円以  
上）のものについて、取得価額の7%の税額控除又は  
30%の特別償却（リースの場合は、費用総額の60%  
について7%の税額控除）が認められます。



## 研修

## 経営能力の向上など最新のノウハウを持つ人材を養成する 人材育成支援

## 事業概要

## ① 中小企業者向け研修

中小企業大学校において、中小企業の経営者や管理者等を対象に、中小企業が経営革新やより高度な経営管理を図るために必要な知識等について、事例研究を豊富に取り入れた高度かつ実践的な研修を行います。原則として日常業務を離れて中小企業大学校に宿泊し、集中的に研修を行います。また、副次的効果としての異業種交流による情報交換も有益です。経営管理者コース、経営後継者コース等の長期養成型研修コース、2日間から10日間程度で特定のテーマについて実施する研修コース等があります。

## ② 中小企業支援担当者等研修

都道府県、商工団体等の職員の方で中小企業の支援及び施策を担当する方を対象にした研修です。

## 対象者

中小企業の経営者、管理者等

## 募集期間及び受講手続き

中小企業大学校の研修は通年行われています。研修の受講募集は各コース開講の約2ヶ月前から行っていますので、中小企業大学校に直接受講申込みをしてください。研修コースの概要、受講案内については、中小企業基盤整備機構のホームページ( <http://www.smrj.go.jp/> )でも行っています。

## 問い合わせ先

中小企業基盤整備機構(P. 22)

## 元気のある商店街 2



### モトスミ・オズ通り商店街振興組合

～ 学生と連携しボランティア心のある街づくり～

モトスミ・オズ通り商店街は、神奈川県川崎市の東急東横線元住吉駅前周辺に位置する商店街です。歴史が比較的長いことから古くから商売を営んでいる店舗が多く、近隣の住民を対象に地域に密着した商業活動を展開してきました。

平成15年度は商店街活性化コミュニティ施設活用事業(P12参照)を活用してコミュニティ施設「街なかボランティアピース」を設置、商店街に來街する多様な人々を受け入れるための環境を整えるとともに、下記の2事業を実施しました。

#### 託児サービス事業

保育士1名が常駐し、原則として商店街での買い物客を対象に1時間を上限として無料で未就学児を預かりました。

#### 寺子屋塾の開講

土曜日の午後2時から4時まで慶應大学ボランティアサークル「ピースプロダクション」のメンバーが施設に待機して無料で小学生に勉強を教えたり、世代を超えて交流できる場の提供を行いました。

同時に「ボランティア精神が息づく優しい商店街」をアピールするため「ボランティアフェスティバル」を開催、「ピースプロダクション」による海外ボランティア写真報告展や学生による路上コンサート等を行うとともにカンボジアの子どもに送る文房具の募集にはダンボールで15箱分もの寄付が集まり、地域住民の関心を喚起することに成功しました。



「街なかボランティアピース」



寺子屋塾の様子

これらの取り組みを通して、商店街イメージの向上、利便性の向上などの効果がありました。そして何よりも、学生との出会いを大切に連携を深め、「商店街の目指すべき姿＝ボランティア心のある街づくり」を明確にできたことが大きな収穫となりました。

商店街では今後も地元の中や高校との交流を深め、さらにボランティアの輪を広げていくことを目指しています。

補助金

## 戦略的に中心市街地活性化に取り組む地域を総合的に支援します 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

### 事業概要

中心市街地や地域における商業・サービス業支援については、  
 地域経済圏の産業、人口、交通等の動向  
 来街者や居住者の増加等のためのまちづくりプランや都市計画等と商業集積活性化との整合性  
 中心市街地全般の総合的・長期的マネジメント  
 個別施設等の適切な整備・運営手法  
 など、多くの専門的事象を有機的に連携して進める必要があります。このため、上記のような観点からみて、中心市街地・地域商業サービス業支援施策の全国の範となる先進地区を抽出し、重点的に支援することで、その取り組みが各市町村に波及することを目指します。また、中小企業基盤整備機構の実効性確保診断・サポート事業との連携も図ります。

### 事業主体

- (1)民間事業者、第3セクター等  
 先進地区としての地域要件を満たし、民間事業者が創意と工夫により実施する先進的で波及効果の高い事業を対象とします。
- (2) TMO、商店街振興組合、事業協同組合等  
 中小小売商業高度化事業計画（TMO計画）等に基づく事業で、商業集積全体を一体的、計画的にマネジメントしていく事業を対象とします。

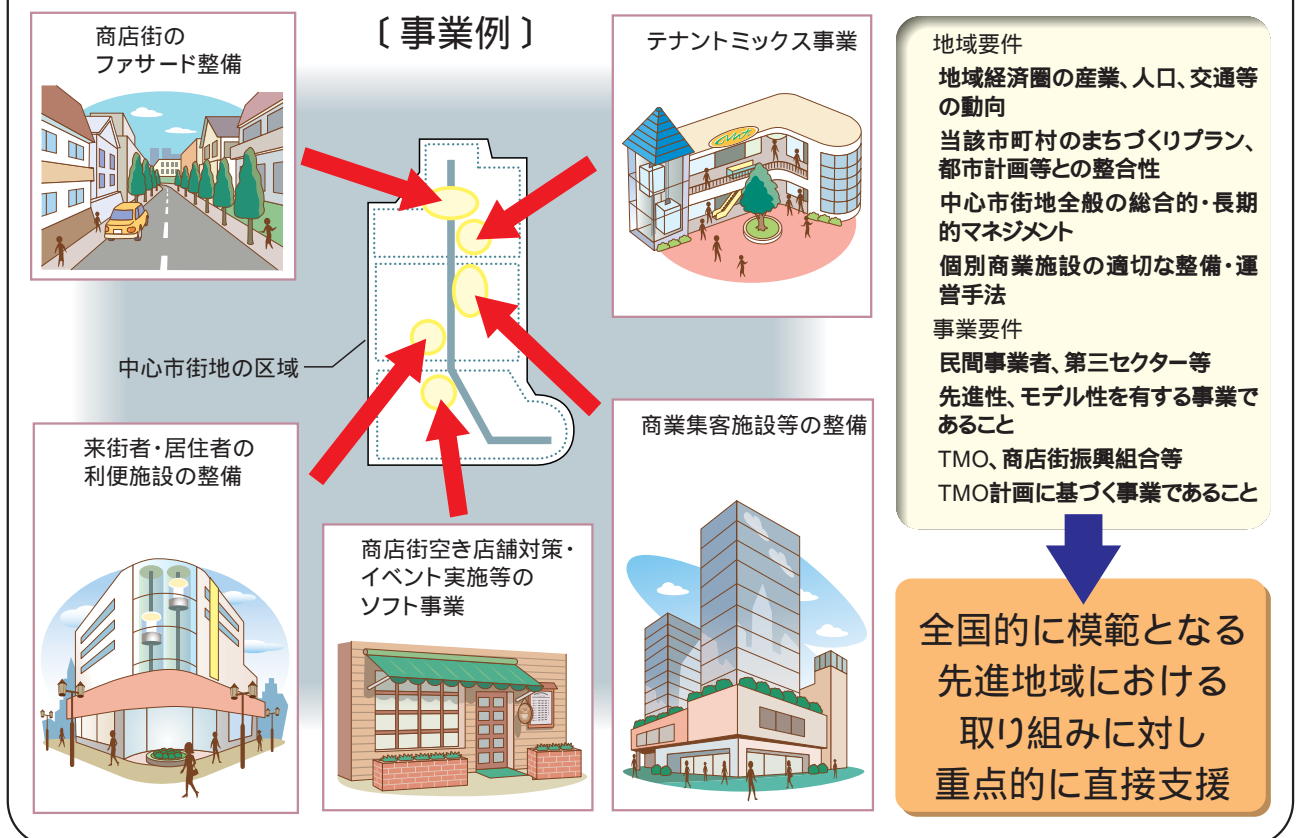
### 補助スキーム

- (1)国(補助率:1/2)➡民間事業者、第3セクター等  
 (自己負担:1/2)
- (2)国(補助率:2/3)➡TMO、商店街振興組合、事業協同組合等  
 (自己負担:1/3)

### 問い合わせ先

各経済産業局商業振興室等（P.22）

## 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業イメージ



診断

## 中小企業基盤整備機構の専門的ノウハウを活用した総合的な診断・サポート 実効性確保診断・サポート事業

### 事業概要

市町村・TMO等が行う中心市街地活性化の取組みを支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、以下の診断・サポートを実施します。

実効性確保診断事業(30箇所)

(a) 地域診断調査

中心市街地をとりまく地域経済圏の状況分析、中心市街地活性化計画と都市計画等まちづくりプランとの整合性等を診断調査

(b) 中心市街地診断助言

市町村・TMO等の事業実施者のタウンマネジメント能力及び地域住民等の意識、中心市街地活性化計画における各事業の進捗状況やその効果を診断・助言

(c) 商業集積施設・個店等診断助言

中心市街地における商業集積の核となる施設の整備・運営手法や個店活性化への取組み状況等について診断・助言

中心市街地サポート事業(70箇所)

市町村・TMO等の要請に応じ、ミニシンポジウム、勉強会、簡易診断等により、中心市街地活性化に係るのノウハウや事例等を紹介

### 事業対象

市町村、TMO等

### 補助スキーム

市町村、TMO等

(診断・サポート依頼) ↓ ↑ (事業実施)

中小企業基盤整備機構

### 問い合わせ先

中小企業基盤整備機構

地域・連携推進グループ連携集積支援課(P.22)

## 実効性確保診断・サポート事業のイメージ

地域

中心市街地

核施設・個店

中小企業基盤整備機構本部及び地方9支部の専門的ノウハウを活用し  
**総合的に診断・助言**

- ① 地域をとりまく経済状況
- ② 中心市街地活性化計画と都市計画等まちづくりプランとの整合性

- 長期・継続的な活性化を進めるための
- ① タウンマネジメント能力
- ② ハードやソフト事業の取り組みの状況とその有効性

中心市街地の核となる商業施設や個店の整備・運営手法



補助金

TMOや商店街振興組合等が商業基盤施設等の整備を行う際に支援します

## リノベーション補助金

### 事業概要

TMOや商店街振興組合等が策定する中心市街地活性化法等の認定を受けた事業計画に基づき、中心市街地等の商店街・商業集積の活性化に資する商業施設等を整備する事業に対し補助します。

①中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金

対象施設：(耐用年数15年以上の商業基盤施設):  
 教養文化施設、スポーツ施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、商業インキュベータ施設、共同荷捌き場・共同ゴミ処理場等商店街・商業集積の活性化を図る共同施設

②中小商業活性化総合補助事業(ハード事業、P.12)

対象施設：(耐用年数15年以下の施設等及びテナントミックスに資する店舗等):ファサード整備、テナントミックス店舗、電子計算機及び関連機器設備等、その他商店街・商業集積の機能を高める施設



### 補助スキーム

- (1)TMO計画に基づく事業を実施する場合：  
 国(補助率:1/3)→都道府県(又は市町村)(1/3)  
 →TMO等(自己負担:1/3)
- (2)その他の計画に基づく事業を実施する場合：  
 国(補助率:1/4)→都道府県(又は市町村)(1/4)  
 →組合等(自己負担:1/2)

### 問い合わせ先

都道府県中小企業担当課(P.21～P.22)又は各経済産業局商業振興室等(P.22)



◀ 商店街のアーケード整備





補助金

空き店舗対策や駐車対策など、中心市街地や商店街の活性化に向けた自発的な取り組みを支援します  
**中小商業活性化総合補助事業**

事業概要

TMO、商店街振興組合等が中心市街地等の商店街・商業集積の活性化を図るために行う自発的な取り組みに対し補助します。

1.ハード事業

リノベーション補助金（P.11）参照

2.ソフト事業（TMO・商店街等活性化支援事業）

①商店街等活性化事業

商店街等の活性化を目的とした、空き店舗対策（チャレンジショップ、カルチャー教室等）、駐車対策（パーク＆ライド方式導入、共通駐車券システム等）、顧客サービス強化対策（IT化・高齢化社会に対応したカード事業や宅配事業等）に対して必要な経費の一部を補助します。

②商店街活性化コミュニティ施設活用事業

商店街の空き店舗を賃借して、保育施設や高齢者向けの交流施設等のコミュニティ施設を設置運営する際に必要な経費（賃貸料、改装費等）の一部を最長3年間補助します。



親子交流施設の設置

③商業タウンマネジメント計画策定事業

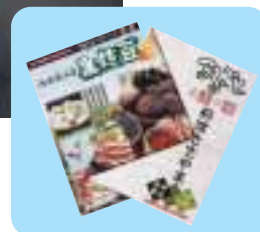
TMO構想又はTMO計画を策定するために必要な調査研究（研究会開催、先進事例調査、アンケート調査等）を行う事業に対して必要な経費の一部を補助します。

④中心市街地活性化フォーラム支援事業

商業者、地域住民等の中心市街地商業活性化に関わる様々な活動等を取りまとめて、まちづくりに関するフォーラムを開催し、コンセンサス形成を図る事業に対して必要な経費の一部を補助します。



「ささやま工房 風花」  
 特産品カタログ販売  
 （㈱まちづくり篠山：兵庫県篠山市）



⑤ TMO 自立支援事業

特産品販売、テナントリーシング等の中心市街地活性化に資するTMOが行う事業に対して必要な経費の一部を補助することで、TMOの経営基盤確立を支援します。

⑥タウンマネジメント事業

テナントミックス、マーチャンダイジング等の専門的知識を有し、各種活性化事業間の連携を図り、中心市街地を一体的に管理・運営できる人材をTMOが確保することに対して必要な経費の一部を補助します。

事業主体

- ～ の事業を実施する場合：  
 商店街振興組合、社会福祉法人（のみ）、TMO、NPO等
- ～ の事業を実施する場合：  
 TMO

補助スキーム

- ～ の事業を実施する場合：  
 国（補助率：1/3）➡都道府県（又は市町村）（1/3）  
 ➡商店街振興組合等（自己負担：1/3）
- ～ の事業を実施する場合：  
 国（補助率：1/3）➡市町村（1/3）➡TMO等（自己負担：1/3）

問い合わせ先

都道府県中小企業担当課（P.21～P.22）又は各経済産業局商業振興室等（P.22）

基金助成

## 商店街振興組合等が行う商店街の競争力強化のための事業について支援します 商店街競争力強化推進事業（商店街競争力強化基金）

事業概要

中小企業振興公社等各都道府県の公益法人に造成された商店街競争力強化基金の運用益により、商店街振興組合等が行う競争力強化のための以下の事業について支援を行います。

- 商店街等の競争力を強化するための基本構想策定事業
- 高齢者や障害者が利用しやすいまちづくりのための事業
- 環境の整備・保全又は資源の再利用の促進を図るための事業
- 商店街の魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業（テナントミックス事業）
- 商店街等の個性の創出・発展を図るための事業

対象者

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等

助成率

事業内容の性格に応じて異なります。

- 計画策定事業、システム構築・実験事業、テナントミックス事業 ..... 3 / 4
- 調査事業 ..... 3 / 5
- その他の事業 ..... 1 / 2

問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課（P.21～22）又は各都道府県中小企業振興公社等（P.19～20）



商店街で生鮮市場を開催

基金助成

## 中心市街地活性化の商業活性化のための事業を支援します 中心市街地商業活性化推進事業（TMO基金）

事業概要

中小企業振興公社等各都道府県の公益法人に造成された、中心市街地商業活性化基金の運用益により、TMO又はTMOになろうとする者が行う以下の事業について支援します。

- ① コンセンサス形成事業
  - TMO構想・計画を作成するための地域住民や地権者、商業関係者等に対する説明会の開催や調査事業等
- ② テナントミックス管理事業
  - 空き店舗でテナントミックス店舗を実施する際の家賃の補填等
  - 広域ソフト事業
  - 広域スタンプ事業、広域商品券発行事業、広域マーケティング事業等
  - 事業設計・調査・システム開発事業
  - 複合カードシステム、共同駐車場の運営・管理システム、ゴミ収集システム等の事業計画の作成・FS調査事業等

対象者

TMO（の事業については、TMOになろうとする者も含む）

助成率

9 / 10（の店舗賃借料については、3 / 10）

問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課（P.21～22）又は各都道府県中小企業振興公社等（P.19～20）



空き店舗にギャラリーを設置

融 資

## 中小企業の方々が共同で事業に取り組もうとする場合に資金面のお手伝いをします 中小企業基盤整備機構の高度化融資

### 事業概要

中小企業者が組合等を設立して共同で、集団化や共同施設を設置することにより、経営体質の改善を図る場合や、第3セクターなどが中小企業者の経営基盤強化を支援する施設を設置する場合に、中小企業基盤整備機構と都道府県が共同で、必要な土地・建物・設備などの資金を融資します。なお、中心市街地活性化法又は中小小売商業振興法の認定を受けた計画に基づいた以下の事業を行う場合、金利が無利子となります。



商店街のアーケード整備

#### ① 集団化事業

商店街地域にオープンスペースを持った商店の集積（パティオ商業集積）を形成する事業。

#### ② 集積区域整備事業（商店街の改造）

商店街地域における中小小売商業者等が一体となって個々の店舗の改造（空き店舗を活用して、商店街の核となる施設を設置する場合を含む）を行うとともに、共同駐車場、アーケード、街路灯などを設置することにより、魅力ある商店街にリニューアルする事業。

#### ③ 施設集約化事業（共同店舗）

中小小売商業者が組合又は共同出資会社を設立してショッピングセンター、スーパーマーケットなどの商業施設を建設する事業。

#### ④ 共同施設事業

商店街にアーケード、カラー舗装、駐車場、街路灯を設置するなど、組合等が共同の施設を設置する事業。

#### ⑤ 経営改革に係る事業

中小小売商業者等による組合等が組合員の販売管理等の経営管理の合理化を図るために、情報の収集、処理又は提供等を行う事務所、電子計算機などを導入する事業。

#### ⑥ 連鎖化事業

中小小売商業者がそれぞれの経営の独立性を保ちながらチェーン店化を図り、共同購買、共同宣伝、商品開発などを共同して行うための配送センター等の本部施設を設置する事業。

#### ⑦ 商店街整備等支援事業

商店街が地域に密着した生活の中心地として再生するために、地方公共団体が出資・支援する第3セクター又は商工会、商工会議所等が商店街の顧客の利便施設として駐車場、多目的ホール、ポケットパーク等のコミュニティ施設を設置したり、これらの整備に併せてショッピングセンターなどの商業施設を整備する事業。

過去に高度化融資の貸付けを受けた組合等が、増改築（リニューアル）を行う際も利用できます。

### 貸付割合

土地、建物、設備などについて貸付対象事業費の80%以内(上記①、②において小規模小売商業者が専有して利用する施設については90%以内)

### 貸付利率

年利0.8%（平成17年度貸付決定分）  
中心市街地活性化法、中小小売商業振興法の認定を受けた計画に基づく事業の場合、無利子

### 貸付期間

20年以内(据置期間3年以内)で都道府県が適当と認める期間。

### 問い合わせ先

中小企業基盤整備機構地域・連携企画課(P.22)又は各都道府県中小企業担当課(P.21～22)



商店街の舗装整備



## 保証

### 市中銀行借入に関する信用保証の特例

#### 概要

商店街振興組合等が、中小小売商業振興法の認定を受けた計画に基づいて商店街等に次のような施設を設置する事業に対して国や都道府県からの融資、補助金でも資金が足りず(自己資金がほとんどない場合など)市中銀行から借り入れるときは、信用保証協会に

よる保証を特別枠で利用可能です。特枠最大4.5億円(通常枠最大4.5億円)

#### 対象施設

コミュニティホール、駐車場、アーケード等一般公衆利便施設(商業基盤施設)等

## 税制

### 施設整備に対する税制措置

#### 概要

TMOや商店街振興組合等が、中小小売商業振興法、中心市街地活性化法の認定を受けた計画に基づいて、商店街等に次のような施設を設置した場合、次の税制の特例が受けられます。

- 一定の要件を満たす施設を整備するために土地を購入した場合には、土地を売った方に譲渡益から1,500万円を課税対象から控除します。

- 一定の要件を満たす施設を整備した場合には、施設の減価償却に対して、初年度8%(商業基盤施設は12%)を上乗せして減価償却できます。

#### 対象施設

コミュニティホール、駐車場、アーケード等一般公衆利便施設(商業基盤施設)等

## 元気のある商店街 3

### みのしま連合商店街振興組合

~ 創意工夫に満ちた取り組みで話題づくりに成功 ~

みのしま商店街は福岡市博多区のほぼ中央、JR博多駅から南へ約1kmに位置する都心部立地の商店街です。新鮮な生鮮食品を安価で販売する商店が多く、非常に多くの来街者で賑わっていましたが、近年は商店街の周辺に大型スーパーが進出するなど商業環境の変化に伴って来街者は最盛期の5分の1ほどに減少しています。

このような状況の中、商店街では理事長や若手組合員を中心に商店街等活性化事業(P12参照)を活用して下記のような事業を平成15年度に実施しました。

#### チャレンジショップの実施

商店街の空き店舗に台湾からの留学生が経営する台湾家庭料理のレストランを開店。

#### イベントの実施

国際性に富む商店街をアピールする目的で、「みのしま商店街 アジア屋台市」イベントを実施、留学生による母国料理の提供や生活用品の販売を通して留学生と地域住民の交流を図りました。

そのほかにも、商店街独自に以下の事業を実施しました。

- ・近隣にあるお寺の講堂を借りてお笑い芸人によるショーを開催。
- ・商店街発行シール活用事業

商店街発行の「みのちゃんシール」10枚で数字選択式くじ「ミノミックス」に参加、当選者に商店街の金券1万円をプレゼントしました。また、シール台紙の冊数に応じて参加できる抽選会や交換イベントを実施しました。これらの取り組みの結果、次のような効果がありました。



商店街の様子



チャレンジショップ

- ・テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミに多く取り上げられ、商店街をPRすることができました。
  - ・商店街会員の意識が向上し、事業に積極的に取り組む機運が生まれました。
- みのしま連合商店街では新たな話題づくりに向けての取り組みを継続的にを行い、賑わいの再生を目指しています。



専門家派遣

## 商店街の活性化のための計画策定等を支援するため専門家を派遣します 商店街活性化シニア・アドバイザー派遣事業

事業概要

中小企業基盤整備機構において、商店街の活性化のための計画策定等を行おうとする商店街等の要請に応じて、中小企業診断士、建築士等の商店街の活性化に関する分野の専門家を最長20人日派遣し、商店街のコンセプト作り、街並み・景観、商店街が行うイベントやカード事業等に対して実務的なアドバイスをを行います。

対象者

商店街振興組合、商店街の事業協同組合、任意の商店街組織等

派遣期間

最長20人日(1回の派遣は5日以内で4回まで派遣)

自己負担

派遣期間が7人日までは無料(7人日を超える場合について、専門家への謝金の1/3を負担)

申込み方法

都道府県商店街振興組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、地域内の商工会・商工会議所、(協)全国共同店舗連盟のいずれかの団体経由で中小企業基盤整備機構に派遣申込み。

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 連携集積支援課、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、(協)全国共同店舗連盟



専門家派遣

## 商店街の事務局を支援するため専門家を派遣します 商店街事務局強化アドバイザー派遣事業

事業概要

中小企業基盤整備機構において、商店街の組合等の事務局が脆弱なため活性化への取り組みが十分行えない場合に、組合等の要請に応じて企画、マネジメント、財務、労務、税務等の専門家を最長120人日派遣し、事務局の強化に関するアドバイスをを行います。

対象者

商店街振興組合、事業協同組合、第3セクター等

派遣期間

最長120人日(1ヶ月間で最長15日間)

自己負担

派遣期間7人日までは無料(7人日を超える場合については専門家への謝金の1/3を負担)

申込み方法

都道府県商店街振興組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、地域内の商工会・商工会議所、(協)全国共同店舗連盟のいずれかの団体経由で中小企業基盤整備機構に派遣申込み。

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 連携集積支援課、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、(協)全国共同店舗連盟

専門家派遣

まちづくりのための各種事業の専門家を派遣します

## 中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業

### 事業概要

中小企業基盤整備機構において、TMO又はTMOになるとうとする機関からの要請に応じ、中小企業診断士、建築士、再開発プランナー等の中心市街地活性化に資する専門家を派遣し、各種事業の企画・立案、テナントミックス等に係るアドバイスを行います。

### 対象者

TMO又はTMOになるとうとする機関

### 派遣期間

最長180人日(1ヶ月間で最長15日間)

### 自己負担

派遣期間10人日までは無料(10人日を超える場合については専門家への謝金の1/3を負担)

### 申し込み方法

中小企業基盤整備機構に派遣申込み。

### 問い合わせ先

中小企業基盤整備機構連携集積支援課(P.22)



タウンマネージャーによる店舗指導

## 研修

TMO等の事業を総合的に企画・運営できる人材を育成する

## タウンマネージャー養成研修

### 事業概要

中小企業基盤整備機構の中小企業大学校において、中心市街地活性化のために必要な諸方策に関する講義を行うとともに各地の商店街・商業集積等の活性化先進事例等における実習を行います。



中小企業大学校 東京校



講義の様子

### 受講対象者

- ①商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導員及びこれに準ずる者並びに専門経営指導員
- ②都道府県中小企業団体中央会の指導員及びこれに準ずる者
- ③商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の役職員
- ④市町村の職員
- ⑤TMO(TMOになるとうとする機関を含む。)の役職員

### カリキュラム内容

都市計画についての関連法に関する基礎知識、土地利用に関する権利関係等の制度に関する知識、商業集積における店舗構成に関する知識、まちづくりにおける合意形成の進め方、成功事例研究等

### 研修期間

1ヵ月

### 問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 中小企業大学校 東京校 支援研修課 (TEL. 042-565-1170)

相談・情報提供

## 新規創業や経営革新等の課題について、きめ細かな相談・助言・情報提供のサービスを行います 地域中小企業支援センター

### 支援内容

全国の広域市町村圏程度の区域ごとに設置されている同センターにおいて、創業予定者や経営革新等の課題

を有する地域の中小企業者等を対象に、相談・助言、セミナー等情報提供、普及啓発を行います。詳しくは最寄りの商工会・商工会議所へお問い合わせ下さい。

相談・情報提供

## 都道府県等中小企業支援センター(リテール・サポート・センター)

### 支援内容

中小企業の経営全般に知見を有する人材がプロジェクトマネージャーとして都道府県等中小企業支援センターに配置され、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関等の他の中小企業支援機関と連携しながら、中小企業者の方が抱える問題解決のための支援を実施しています。

窓口相談  
専門家の派遣  
情報の提供等  
事業可能性評価委員会

### 問い合わせ先

都道府県等中小企業支援センター (P.19 ~ 20)

相談・情報提供

## 商業者のためのメールマガジン メールマガジン「あきんどPLAZA」

### 支援内容

商店街関係者、店主など、商業関係者のために商業関係情報や商店街等のユニークな取り組み事例等を直接かつ迅速にメルマガでお届けします。購読の登録は無料です。受付は、全国商店街振興組合連合会のホームページ(<http://www.syoutengai.or.jp>)から行うことができます。



「元気のある商店街」でご紹介した事例のうち、このマークのある事例は、全国商店街振興組合連合会のホームページから動画を見ることができます。また、そのほかの様々な地域の活性化事例の詳細をPDF形式で見ることができます。 URL : <http://www.syoutengai.or.jp/>



動画をご覧になるときは、こちらをクリックしてください。

PDF形式の事例をご覧になるときは、こちらをクリックしてください。

相談・情報提供

## 中小企業に関する情報の総合的な管理・検索サイト ポータルサイト「J-Net 21」

### 支援内容

中小企業者等が必要とする情報を24時間いつでも簡単に検索、入手できる中小企業専門のポータルサイトです。創業や経営上の問題点、製品・技術・取引情報などお

すすめ情報を提供したり、Q & A方式で専門家が回答を寄せるコーナーや中小企業支援機関を一堂に集めたリンク集もあります。

URL : <http://j-net21.smrj.go.jp>

# 都道府県等中小企業支援センター (リテールサポートセンター)(平成17年3月現在)

都道府県等中小企業支援センター(リテールサポートセンター)

(財)北海道中小企業総合支援センター 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル	<a href="http://www.hsc.or.jp/index.cgi">http://www.hsc.or.jp/index.cgi</a> TEL.011-232-2001 FAX.011-232-2011
(財)21あおもり産業総合支援センター(青森県小売商業支援センター) 〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7F	<a href="http://www.21aomori.or.jp/index.html">http://www.21aomori.or.jp/index.html</a> TEL.017-777-4066 FAX.017-773-5236
(財)いわて産業振興センター(岩手県リテール・サポート・センター) 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス7F	<a href="http://www.joho-iwate.or.jp/">http://www.joho-iwate.or.jp/</a> TEL.019-621-5070 FAX.019-621-5481
(財)みやぎ産業振興機構(宮城県中小企業情報センター) 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3F	<a href="http://www.joho-miyagi.or.jp/">http://www.joho-miyagi.or.jp/</a> TEL.022-225-6697 FAX.022-263-6923
(財)あきた企業活性化センター(小売商業サポートセンター) 〒010-0951 秋田市山王3-1-1 県庁第二庁舎2F	<a href="http://www.bic-akita.or.jp/sangyou/">http://www.bic-akita.or.jp/sangyou/</a> TEL.018-860-5603 FAX.018-863-2390
(財)山形県企業振興公社新事業支援センター 〒990-8580 山形市城南町1-16-1 霞城セントラルビル13F	<a href="http://www.ynet.or.jp/">http://www.ynet.or.jp/</a> TEL.023-647-0664 FAX.023-647-0669
(財)福島県産業振興センター((財)福島県産業振興センター商業支援課) 〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま6F	<a href="http://www.utsukushima.net/">http://www.utsukushima.net/</a> TEL.024-525-4034 FAX.024-525-4036
(財)茨城県中小企業振興公社 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9F	<a href="http://www.iis-net.or.jp/">http://www.iis-net.or.jp/</a> TEL.029-224-5339 FAX.029-227-2586
(財)栃木県産業振興センター 〒321-3224 宇都宮市刈沼町369-1 とちぎ産業創造プラザ内	<a href="http://www.tochigi-iin.or.jp/center/">http://www.tochigi-iin.or.jp/center/</a> TEL.028-670-2607 FAX.028-670-2611
(財)群馬県産業支援機構 〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル2F	<a href="http://www.g-inf.or.jp/">http://www.g-inf.or.jp/</a> TEL.027-255-6632 FAX.027-255-6161
(財)千葉県産業振興センター 〒261-7123 千葉市美浜区中瀬2-6 WBGマリブイースト23F	<a href="http://www.ccjc-net.or.jp/">http://www.ccjc-net.or.jp/</a> TEL.043-299-2901 FAX.043-299-3411
(財)埼玉県中小企業振興公社(埼玉県リテール・サポート・センター) 〒331-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10F	<a href="http://www.saitama-j.or.jp/">http://www.saitama-j.or.jp/</a> TEL.048-647-4101 FAX.048-645-3286
(財)東京都中小企業振興公社 〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局 秋葉原庁舎	<a href="http://www.tokyo-kosha.or.jp/">http://www.tokyo-kosha.or.jp/</a> TEL.03-3251-7881 FAX.03-3251-7888
(財)神奈川中小企業センター 〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター4-6F	<a href="http://www.ksc.or.jp/">http://www.ksc.or.jp/</a> TEL.045-633-5200 FAX.045-633-5208
(財)にいがた産業創造機構 〒950-0078 新潟市万代島5-1 万代島ビル9F / 10F	<a href="http://www.niep.or.jp/">http://www.niep.or.jp/</a> TEL.025-246-0025 FAX.025-246-0030
(財)長野県中小企業振興公社 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10	<a href="http://www.icon.pref.nagano.jp/">http://www.icon.pref.nagano.jp/</a> TEL.026-227-5028 FAX.026-227-7281
(財)やまなし産業支援機構 〒400-0055 甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3F	<a href="http://www.yiso.or.jp/">http://www.yiso.or.jp/</a> TEL.055-243-1888 FAX.055-243-1890
(財)しずおか産業創造機構(静岡県中小企業支援センター) 〒420-0853 静岡市追手町44-1 静岡県産業経済会館4F	<a href="http://www.ric-shizuoka.or.jp/index.asp">http://www.ric-shizuoka.or.jp/index.asp</a> TEL.054-273-4434 FAX.054-251-3024
(財)愛知県中小企業振興公社(あいちリテールサポートセンター) 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-39 愛知県中小企業センター6F	<a href="http://www.aibsc.jp/">http://www.aibsc.jp/</a> TEL.052-231-6351 FAX.052-211-1470
(財)岐阜県産業経済振興センター(岐阜県小売商業支援センター) 〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館10F	<a href="http://www.gpc.pref.gifu.jp/">http://www.gpc.pref.gifu.jp/</a> TEL.058-277-1096 FAX.058-277-1095
(財)三重県産業支援センター 〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル5F	<a href="http://www.miesc.or.jp/">http://www.miesc.or.jp/</a> TEL.059-228-3321 FAX.059-226-4957
(財)富山県新世紀産業機構 〒930-0866 富山市高田527 情報ビル1F	<a href="http://www.tonio.or.jp/">http://www.tonio.or.jp/</a> TEL.076-444-5605 FAX.076-444-5646
(財)石川県産業創出支援機構(リテール・サポート・センター) 〒920-8203 金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1F	<a href="http://dgnet.isico.or.jp/index.phtml">http://dgnet.isico.or.jp/index.phtml</a> TEL.076-267-1244 FAX.076-268-4911
(財)ふくい産業支援センター 〒910-0296 坂井郡丸岡町熊堂3-7-1-16	<a href="http://www.fukui-iic.or.jp/fisc/">http://www.fukui-iic.or.jp/fisc/</a> TEL.0776-67-7400 FAX.0776-67-7429
(財)滋賀県産業支援プラザ 〒520-0044 大津市打出浜2-1	<a href="http://www.shigaplaza.or.jp/">http://www.shigaplaza.or.jp/</a> TEL.077-511-1413 FAX.077-511-1418
(財)京都産業21(商業支援課) 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業プラザ内	<a href="http://www.joho-kyoto.or.jp/">http://www.joho-kyoto.or.jp/</a> TEL.075-315-8848 FAX.075-323-5211
(財)大阪産業振興機構(大阪府中小企業支援センター) 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7F	<a href="http://www.mydome.jp/">http://www.mydome.jp/</a> TEL.06-6947-4375 FAX.06-6947-4378
(財)ひょうご産業活性化センター 〒651-0096 神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパル6F、8F	<a href="http://web.hyogo-iic.ne.jp/">http://web.hyogo-iic.ne.jp/</a> TEL.078-230-8051 FAX.078-291-8190
(財)奈良県中小企業支援センター 〒630-8031 奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ3F	<a href="http://www.nashien.or.jp/">http://www.nashien.or.jp/</a> TEL.0742-36-8312 FAX.0742-36-4003



(財)わかやま産業振興財団 〒640-8227 和歌山市西汀丁26 和歌山県経済センター3F	<a href="http://www.wakkun.or.jp/">http://www.wakkun.or.jp/</a> TEL.073-432-3413 FAX.073-432-7299
(財)鳥取県産業振興機構 〒689-1112 鳥取市若葉台7-5-1 新産業創造センター	<a href="http://www.toriton.or.jp/">http://www.toriton.or.jp/</a> TEL.0857-52-3011 FAX.0857-52-6673
(財)しまね産業振興財団 〒690-0816 松江市北陵町1 テクノアートしまね内	<a href="http://www.joho-shimane.or.jp/">http://www.joho-shimane.or.jp/</a> TEL.0852-60-5115 FAX.0852-60-5105
(財)岡山県産業振興財団 〒701-1221 岡山市芳賀5301 テクノサポート岡山1F	<a href="http://www.optic.or.jp/zaidan/index.html">http://www.optic.or.jp/zaidan/index.html</a> TEL.086-286-9626 FAX.086-286-9627
(財)ひろしま産業技術振興機構 〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 情報プラザ1F	<a href="http://www.hiwave.or.jp/">http://www.hiwave.or.jp/</a> TEL.082-240-7701 FAX.082-242-7709
(財)やまぐち産業振興財団(山口県リテール・サポート・センター) 〒753-0077 山口市熊野町1-10 NPYビル10F	<a href="http://www.joho-yamaguchi.or.jp/">http://www.joho-yamaguchi.or.jp/</a> TEL.083-922-3700 FAX.083-921-2013
(財)とくしま産業振興機構 〒770-0902 徳島市西新町2-5 徳島経済センター3F	<a href="http://www.our-think.or.jp/">http://www.our-think.or.jp/</a> TEL.088-654-0101 FAX.088-653-7910
(財)かがわ産業支援財団(かがわ新事業サポート・センター) 〒761-0301 高松市林町2217-16 香川産業頭脳化センター内	<a href="http://www.kagawa-isf.jp/">http://www.kagawa-isf.jp/</a> TEL.087-840-0391 FAX.087-869-3710
(財)えひめ産業振興財団(リテール・サポート・センター) 〒791-1101 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内	<a href="http://www.ehime-iinet.or.jp/">http://www.ehime-iinet.or.jp/</a> TEL.089-960-1100 FAX.089-960-1105
(財)高知県産業振興センター 〒781-5101 高知市布師田3992-2 ぎばさんセンター2F	<a href="http://www.joho-kochi.or.jp/">http://www.joho-kochi.or.jp/</a> TEL.088-845-6600 FAX.088-846-2556
(財)福岡県中小企業振興センター 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 中小企業振興センター	<a href="http://www.joho-fukuoka.or.jp/">http://www.joho-fukuoka.or.jp/</a> TEL.092-622-1061 FAX.092-622-1174
(財)佐賀県地域産業支援センター 〒840-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114	<a href="http://www.infosaga.or.jp/">http://www.infosaga.or.jp/</a> TEL.0952-34-4422 FAX.0952-34-4427
(財)長崎県産業振興財団 〒856-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館8F	<a href="http://www.joho-nagasaki.or.jp/">http://www.joho-nagasaki.or.jp/</a> TEL.095-820-8870 FAX.095-823-0009
(財)くまもとテクノ産業財団 〒861-2202 上益城郡益城町田原2081-10	<a href="http://www.kmt-ti.or.jp/index.html">http://www.kmt-ti.or.jp/index.html</a> TEL.096-286-3311 FAX.096-289-2457
(財)大分県産業創造機構 〒870-0037 大分市東春日町17-20	<a href="http://www.columbus.or.jp/">http://www.columbus.or.jp/</a> TEL.097-533-0220 FAX.097-538-8407
(財)宮崎県産業支援財団 〒880-0303 宮崎県佐土原町東上那珂16500-2 宮崎テクノリサーチパーク	<a href="http://www.i-port.or.jp/">http://www.i-port.or.jp/</a> TEL.0985-74-3850 FAX.0985-74-3950
(財)かごしま産業支援センター 〒892-0821 鹿児島市名山町9-1 産業会館2F	<a href="http://www.kric.or.jp/">http://www.kric.or.jp/</a> TEL.099-219-1272 FAX.099-219-1279
(財)沖縄県産業振興公社(沖縄県小売商業支援センター) 〒901-0152 那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター4F	<a href="http://www.okinawa-ric.jp/">http://www.okinawa-ric.jp/</a> TEL.098-859-6255 FAX.098-859-6233
札幌中小企業支援センター(財)さっぽろ産業振興財団 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2F	<a href="http://chusho.center.sec.or.jp/">http://chusho.center.sec.or.jp/</a> TEL.011-200-5511 FAX.011-200-4477
(財)仙台市産業振興事業団 仙台市中小企業支援センター 〒980-6107 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7F	<a href="http://www.siip.city.sendai.jp/jigyodan">http://www.siip.city.sendai.jp/jigyodan</a> TEL.022-724-1122 FAX.022-715-8205
(財)千葉県産業振興財団 〒260-0013 千葉市中央区中央3-2-1 三菱信託銀行千葉ビル6F	<a href="http://www.chibashi-sangyo.or.jp/">http://www.chibashi-sangyo.or.jp/</a> TEL.043-201-9501 FAX.043-201-9507
(財)川崎市産業振興財団 〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5F	<a href="http://www.kawasaki-net.ne.jp/">http://www.kawasaki-net.ne.jp/</a> TEL.044-548-4141 FAX.044-548-4146
(財)名古屋都市産業振興公社(名古屋市事業支援センター) 〒464-0856 名古屋市千種区吹上2-6-3 名古屋市中小企業振興会館6F	<a href="http://www.u-net.city.nagoya.jp/">http://www.u-net.city.nagoya.jp/</a> TEL.052-735-0808 FAX.052-735-2065
(財)京都市中小企業支援センター 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町80 京都産業会館2F	<a href="http://www.kyoto-sien.or.jp/">http://www.kyoto-sien.or.jp/</a> TEL.075-211-9311 FAX.075-223-2760
(財)大阪市都市型産業振興センター(大阪産業創造館) 〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館	<a href="http://www.sansokan.jp/index.php">http://www.sansokan.jp/index.php</a> TEL.06-6264-9800 FAX.06-6264-9899
(財)神戸市産業振興財団 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸産業振興センター6F(ハーバーランド内)	<a href="http://www.kobe-ipc.or.jp/">http://www.kobe-ipc.or.jp/</a> TEL.078-360-3209 FAX.078-360-1419
(財)広島市産業振興センター 〒733-0834 広島市西区草津新町1-21-35	<a href="http://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/">http://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/</a> TEL.082-278-8032 FAX.082-278-8570
(財)北九州市産業学術推進機構 中小企業支援センター 〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル5F	<a href="http://www.ksrp.or.jp/fais/">http://www.ksrp.or.jp/fais/</a> TEL.093-873-1430 FAX.093-873-1450

# 都道府県問い合わせ先 (平成17年3月現在)

北海道	経済部 商工振興課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	TEL.011-231-4111(代)	FAX.011-232-4112
青森県	商工労働部 商工政策課 〒030-8570 青森市長島1-1-1	TEL.017-722-1111(代)	FAX.017-734-8106
岩手県	商工労働観光部 産業振興課 〒020-8570 盛岡市内丸10-1	TEL.019-651-3111(代)	FAX.019-629-5549
宮城県	産業経済部 新産業振興課 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	TEL.022-211-2723(直)	FAX.022-211-2729
秋田県	産業経済労働部 産業経済政策課 〒010-8570 秋田市山王4-1-1	TEL.018-860-2213(直)	FAX.018-860-3868
山形県	商工労働観光部 産業政策課 〒990-8570 山形市松波2-8-1	TEL.023-630-2362(直)	FAX.023-630-2128
福島県	商工労働部 総務企画グループ 〒960-8670 福島市杉妻町2-16	TEL.024-521-7270(直)	FAX.024-521-7930
茨城県	商工労働部 中小企業課 〒310-0011 水戸市笠原町978-6	TEL.029-301-1111(代)	FAX.029-301-3569
栃木県	商工労働観光部 経営支援課 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20	TEL.028-623-3175(直)	FAX.028-623-3340
群馬県	産業経済局 産業政策課 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	TEL.027-223-1111(代)	FAX.027-223-5470
埼玉県	産業労働部 創業・企業支援課 〒336-8501 さいたま市高砂3-15-1	TEL.048-830-3900(直)	FAX.048-830-4815
千葉県	商工労働部 経営支援課 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	TEL.043-223-2712(直)	FAX.043-227-4757
東京都	産業労働局 商工部調整課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	TEL.03-5320-4744(直)	FAX.03-5388-1461
神奈川県	商工労働部 商工労働総務課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1	TEL.045-210-5520(直)	TEL.045-210-8867
新潟県	産業労働部 産業政策課 〒950-8570 新潟市新光町4-1	TEL.025-285-5511(代)	FAX.025-285-3783
長野県	商工部 産業振興課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	TEL.026-235-7192(直)	FAX.026-235-7496
山梨県	商工労働部 商工総務課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	TEL.055-223-1530(直)	FAX.055-223-1534
静岡県	商工労働部 企画経理室 〒420-8601 静岡市追手町9-6	TEL.054-221-2805(直)	FAX.054-221-3216
愛知県	産業労働部 産業労働総務課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	TEL.052-954-6328(直)	FAX.052-954-6923
岐阜県	農林商工部 商工政策室 〒500-8384 岐阜市藪田南2-1-1	TEL.058-272-1111(代)	FAX.058-271-2111
三重県	農水商工部 企画室 〒514-8570 津市広明町13	TEL.059-224-2512(直)	FAX.059-224-2521
富山県	商工労働部 経営支援課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	TEL.076-444-3248(直)	FAX.076-444-4402
石川県	商工労働部 産業政策課 〒920-8580 金沢市鞍月1-1	TEL.076-225-1511(直)	FAX.076-225-1514
福井県	産業労働部 経営支援課 〒910-8580 福井市大手3-17-1	TEL.0776-20-0366(直)	FAX.0776-20-0645
滋賀県	商工観光労働部 中小企業振興課 〒520-8577 大津市京町4-1-1	TEL.077-528-3731(直)	FAX.077-528-4871
京都府	商工部 商工総括室 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	TEL.075-451-8111(代)	FAX.075-414-4842
奈良県	商工労働部 中小企業課 〒630-8501 奈良市登大路町30	TEL.0742-22-1101(代)	FAX.0742-22-4603
大阪府	商工労働部 商工労働総務課 〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22	TEL.06-6941-0351(代)	FAX.06-6944-6721
兵庫県	産業労働部 商工労働局経営支援課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	TEL.078-341-7711(代)	FAX.078-362-4274
和歌山県	商工労働部 商工労働総務課 〒640-8585 和歌山市小松原通り1-1	TEL.073-441-2722(直)	FAX.073-423-4409
鳥取県	商工労働部 経済政策課 〒680-8570 鳥取市東町1-220	TEL.0857-26-7212(直)	FAX.0857-26-8117
島根県	商工労働部 経営支援課 〒690-8501 松江市殿町1	TEL.0852-22-5883(直)	FAX.0852-22-5781
岡山県	産業労働部 経営支援課 〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	TEL.086-224-2111(代)	FAX.086-224-2165
広島県	商工労働部 商工労働総務室 〒730-8511 広島市中区基町10-52	TEL.082-513-3313(直)	FAX.082-223-6314

山口県	商工労働部 経営金融課 〒753-8501 山口市滝町1-1	TEL.083-933-3180(直)	FAX.083-933-3209
徳島県	商工労働部 商工政策課 〒770-8570 徳島市万代町1-1	TEL.088-621-2500(代)	FAX.088-621-2897
香川県	商工労働部 経営支援課 〒760-8570 高松市番町4-1-10	TEL.087-831-1111(代)	FAX.087-863-4488
愛媛県	経済労働部 経営支援課 〒790-8670 松山市一番町4-4-2	TEL.089-941-2111(代)	FAX.089-941-7679
高知県	商工労働部 商工振興課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20	TEL.088-823-1111(代)	FAX.088-823-9261
福岡県	商工部 商工政策課 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7	TEL.092-651-1111(代)	FAX.092-643-3417
佐賀県	農林水産商工本部 商工課 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59	TEL.0952-24-2111(代)	FAX.0952-25-7270
長崎県	商工労働部 商工労働政策課 〒850-8570 長崎市江戸町2-13	TEL.095-824-1111(代)	FAX.095-825-3534
熊本県	商工観光労働部 商工政策課 〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1	TEL.096-383-1111(代)	FAX.096-385-5850
大分県	商工労働観光部 商工労働企画課 〒870-8501 大分市大手町3-1-1	TEL.097-536-1111(代)	FAX.097-537-2624
宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1	TEL.0985-24-1111(代)	FAX.0985-29-6984
鹿児島県	商工観光労働部 商工政策課 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	TEL.099-286-2111(代)	FAX.099-286-5574
沖縄県	観光商工部 産業政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	TEL.098-866-2330(直)	FAX.098-866-2440

## 相談窓口 (平成17年3月現在)

中小企業庁 経営支援部商業課 〒100-8912 千代田区霞ヶ関1-3-1	<a href="http://www.chusho.meti.go.jp">http://www.chusho.meti.go.jp</a> TEL.03-3501-1929(直通)
経済産業省 商務流通グループ 中心市街地活性化室 〒100-8901 千代田区霞ヶ関1-3-1	<a href="http://www.meti.go.jp">http://www.meti.go.jp</a> TEL.03-3501-3754(直通)
中心市街地活性化推進室 〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3 中央官庁合同庁舎3号館9F 中心市街地活性化法に基づく事務手続きや市町村からの問い合わせなどに対応する関係省庁の一元的な窓口	<a href="http://chushinshigaichi-go.jp/">http://chushinshigaichi-go.jp/</a> TEL.03-3580-1471 ~ 2
北海道経済産業局 地域振興グループ商業振興室 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	<a href="http://www.hkd.meti.go.jp/">http://www.hkd.meti.go.jp/</a> TEL.011-738-3236(直通) TEL.011-709-2311(代表)
東北経済産業局 産業部政策課 商業振興室 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	<a href="http://www.tohoku.meti.go.jp/">http://www.tohoku.meti.go.jp/</a> TEL.022-263-1194(直通) TEL.022-263-1111(代表)
関東経済産業局 産業振興部流通・サービス産業課 商業振興室 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館	<a href="http://www.kanto.meti.go.jp/">http://www.kanto.meti.go.jp/</a> TEL.048-600-0316 ~ 8(直通) TEL.048-601-1200(代表)
中部経済産業局 産業振興部 商業振興室 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	<a href="http://www.chubu.meti.go.jp/">http://www.chubu.meti.go.jp/</a> TEL.052-951-0597(直通) TEL.052-951-2683(総務課)
近畿経済産業局 産業振興部 流通・サービス産業課 〒540-8535 大阪市中央区大手町1-5-44	<a href="http://www.kansai.meti.go.jp/">http://www.kansai.meti.go.jp/</a> TEL.06-6966-6025(直通) TEL.06-6966-6000(代表)
中国経済産業局 産業部 商業振興室 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	<a href="http://www.chugoku.meti.go.jp/">http://www.chugoku.meti.go.jp/</a> TEL.082-224-5653(直通) TEL.082-224-5614(代表)
四国経済産業局 産業部 商業振興室 〒760-8512 高松市番町1-10-6	<a href="http://www.shikoku.meti.go.jp/">http://www.shikoku.meti.go.jp/</a> TEL.087-863-3518(直通) TEL.087-831-3141(代表)
九州経済産業局 産業部流通・サービス産業課 商業振興室 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	<a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/">http://www.kyushu.meti.go.jp/</a> TEL.092-482-5456(直通) TEL.092-482-5405(総務課)
沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 〒900-8530 那覇市前島2-21-7	<a href="http://ogb.go.jp/move/">http://ogb.go.jp/move/</a> TEL.098-862-1452(直通) TEL.098-866-0031(代表)

## 関連機関 (平成17年3月現在)

中小企業基盤整備機構 本部 〒105-8453 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	<a href="http://www.smrj.go.jp/">http://www.smrj.go.jp/</a> TEL.03-3433-8811(代表)
日本商工会議所 流通・地域振興部 〒100-0005 千代田区丸の内3-2-2	<a href="http://www.jcci.or.jp/">http://www.jcci.or.jp/</a> TEL.03-3283-7941
全国商工会連合会 〒105-0004 港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル8F	<a href="http://www.shokokai.or.jp/">http://www.shokokai.or.jp/</a> TEL.03-3503-1251
全国中小企業団体中央会 〒104-0033 中央区新川1-26-19 全中・全味ビル	<a href="http://www.chuokai.or.jp/">http://www.chuokai.or.jp/</a> TEL.03-3523-4901
全国商店街振興組合連合会 〒104-0041 中央区新富1-9-1 新富191ビル7F	<a href="http://www.syoutengai.or.jp/">http://www.syoutengai.or.jp/</a> TEL.03-3553-9300
まちづくり条例研究センター 〒101-0051 千代田区神田神保町1-25 神保町会館5F	<a href="http://www.machiken.gr.jp/">http://www.machiken.gr.jp/</a> TEL.03-5283-2101





## 魅力ある店づくり、商店街づくり、 まちづくりをめざして

平成 17 年度版  
経済産業省・中小企業庁  
URL:<http://www.chusho.meti.go.jp>